二、賃金ノ割増分ヲ従ト為シ（従来ノ日給一日ノ二時間
二十三銭五厘ニ従ト）ノ事業主ニ於テハ其他ノ要求
項目ノ撤回ニ伴ヒ動ヲ更メテ見舞金トシテ金一封
（金壱拾円）ヲ支給スルノ条件ニテ会社ト十一月廿四日妥協
セリ

四、本ノ項ノ／、二、賃金ノ割増分施行ニ付テハ
本年十二月ヨリ実施スルコト
三、悪燈料ハ今後賃本ニ負担スルコト
三、新衣用雨具ハ一切賃主ニ於テ給スルコト
四、二、賃金ニハ八月ヨリ遡リ支払フコト
五、争議中ノ交渉費用全額賃主ニ負担セシムコト

（協調會勞働課）